

静岡市規則第21号

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長

難波喬司

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は第2項」を「、第2項又は第5項から第7項まで」に改め、同条第2号中「いずれかにも」を「いずれにも」に改め、同号ア中「第4条において」を「以下」に改め、同号イ中「建築しようとする住宅が、」を削り、「受けている」の次に「住宅である」を加え、同条第3号中「建築をしようとする住宅又はその部分が」を削り、「（以下同じ。）を」を「）を」に、「もの」を「住宅又は適合する住宅の部分を含む住宅」に改め、同条第4号中「建築をしようとする住宅又はその部分が」を削り、「認証型式住宅部分等」の次に「を含む住宅」を加え、同条に次の1項を加える。

2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる図書を当該申請に添えることを要しない。

第3条第1号中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「表」を「表1、表2又は表3」に改め、同条第2号中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に、「表」を「表1、表2又は表3」に改める。

第4条中「（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第5条第1項中「又は第12条」を「、第13条第1項、第14条又は第18条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全の維持保全を取りやめる旨の申出書」に改める。

本則に次の1条を加える。

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)

第8条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。）		様式第5号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の（29）の項図書の書類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
駐車計画図		
防災避難計画書		

様式第4号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画
認定長期優良住宅維持保全計画」に基づく住宅の建築又は維持保全
維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画
長期優良住宅維持保全計画」の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号 (第8条関係)

図面名		縮尺	1 :	設計者氏名	(級) 建築士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。